

避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父子）の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、申立人父（原発事故当時70歳代後半）について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、50万円の賠償が認められ、申立人子（原発事故当時50歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしてきたこと等を考慮して、25万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 申立人X1の生活基盤変容による精神的損害の増額（中間指針第五次追補2の2、備考10）

金500,000円

2. 申立人X2の生活基盤変容による精神的損害の増額（中間指針第五次追補2の2、備考10）

金250,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金75万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月1日

（仲介委員 上妻 英一郎）